

[要旨]

## ジュネーヴ共和国の政治論争と『社会契約論』 ——意見書（1763年）の分析から——

橋詰 かすみ

1762年6月、ジャン＝ジャック・ルソーの著作『社会契約論』は祖国・ジュネーヴ共和国で焚書処分された。これを契機として、政府と、ブルジョワジーと呼ばれる一部のジュネーヴ人との間で対立が起きる。彼らは投票権を与えられてはいたが、少数の名門家によって支配された寡頭制の中で政治参加を阻まれていた。このような政治闘争やルソーとジュネーヴ人たちとの関係性といった歴史背景によって、『社会契約論』は当時のジュネーヴで政治的意味を持つようになる。この「ルソー事件」は、ルソーの政治理論が現実の政治で応用された事例の一つだ。本稿はこの出来事に着目し、当局の処置に対するジュネーヴ人たちの異議申立書（意見書）は『社会契約論』のどの箇所と共通性が見られるか、またそれがいかなる意味を持つのかを明らかにすることを課題とする。

具体的には意見書と『社会契約論』を比較検討しつつ、意見書の理念とその目的について論じた。その結果、意見書から『社会契約論』との共通性が見出せるのは、共同体と個人の関係性、その対価としての市民的自由、また立法権の行政権に対する優越の強調といった部分である。これらはジュネーヴの現状に対する間接的な批判となりうる。既に検事総長の論告文において、『社会契約論』の「自由」や「立法権」の解釈に関する箇所が危険視されていたため、意見書には当局のそういった見解を非難する意図があったとも考えられる。一方で「立法者」という用語については、意見書と『社会契約論』で意味が異なっている。意見書において「立法者」は総会を指しており、それによって総会の権限拡大という従来からの要求が強調されている。ここから意見書は自らの主張に適合する場合のみ、『社会契約論』の理論を援用している可能性が指摘できる。このような検討によって、18世紀半ばの意見派による政治的言説の特徴を際立たせることが可能となる。